

第 4 章 災害復旧計画

第4章 災害復旧計画

第1節 市民生活安定のための緊急措置計画

大災害が発生した場合には、住居や家財等を喪失する等多くの住民が被害を受け、心の動揺や生活の混乱をきたす。このため、市及び関係機関は相互に協力し、住民の生活の安定と社会秩序の維持を図るための措置を講じるものとする。

市は、災害後に被災者が余儀なくされる不便で不安な生活を支援し、できるだけ早期の自立を促していくために、相談窓口の設置や租税及び公共料金等の特例措置、雇用対策等の支援措置を実施するものとする。

また、市及び県は、災害時における被災者（事業者を含む）の自立的な生活再建（生活復興）を支援するため関係機関、団体等と協力し、各種資金の貸付等の措置を講じるものとし、これらの被災者の自立的な生活再建に対する支援措置について、被災地以外へ避難等をしている個々の被災者も含めて広報するとともに、市職員や弁護士等を配置した総合的な相談窓口を設置し被災者の利用を促進するものとする。

なお、これらの措置に当たっては、県及び市は被災者の自立的な生活再建を的確に支援するため、**手続**の簡素化、事務処理の迅速化を図るものとする。

さらに、市は、災害時における被災者の自立的な生活再建（生活復興）を支援するため県及び関係機関等と協力し、被災者に対する義援金品の募集及び配分等の措置並びに見舞金の支給を迅速に行うものとする。

なお、本計画で記載する義援金には、特定の個人、特定の施設、特定の団体等への配分を指定する見舞金及び寄付金等は含まないものとする。

第1 相談窓口の設置及び文書等の準備

【防災危機管理課・秘書広報課】

1 相談窓口の設置

市、県及び警察署は相談窓口等を設置し、被災者のための生活相談を行うものとする。（関連：第3章第2節「第4 災害広報計画」）

表 4-1-1 各機関の相談の取扱い

機 関 名	相 談 の 取 扱 い
市	市は、被災者のための相談窓口を設け、苦情又は要望事項を聴取してその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、広聴活動を実施する。
県	<p>ア 県庁内に被災者総合相談窓口を設置するとともに、税務、福祉・医療、商工、農林・水産、土木・都市、教育、女性のための相談等の個別相談窓口を設置する。</p> <p>イ 被災者への相談事業等の展開 災害によるショック及び避難生活の長期化にも対応するため、被災地及び避難所において、専門家等による相談等の事業を行う。 (ア) 要介護者への巡回相談事業及びヘルプサービスの実施 (イ) 被災児童・生徒及び親への相談事業の実施</p> <p>ウ 住宅被災者に対する相談等の実施 被災した住宅の復興を支援するため、住宅相談窓口を開設し、(独)住宅金融支援機構職員による住宅再建に関する相談を行う。</p> <p>エ 被災者への迅速かつ適切な相談業務を行うため、県各部局及び市との緊密な連携を図る。</p>
警察署	<p>ア 警察署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を設置する。</p> <p>イ 相談活動を通じて把握した問題については、組織的対応により迅速な処理をするとともに、必要により関係機関へ連絡して、その活動を促す。</p>

2 文書、様式の事前準備

災害復旧・復興対策に必要な文書、様式手続については、あらかじめ各事務担当課で用意しておく。

3 他の自治体に避難した被災者への情報提供

市は、他の自治体に避難した被災者等に対して、市ホームページ等で情報提供を行うとともに、専用窓口（電話回線）を用意し、担当職員を配置して相談受付や必要な情報等の提供を行うものとする。

第 2 租税及び公共料金等の特例措置

【税制課・市民税課・資産税課・保育課・日本郵政グループ（流山郵便局）
・日本放送協会】

市は、国、県及びその他関係機関とともに、災害により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、災害の状況に応じ、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等の対策を積極的に推進するものとする。

また、市及び関係機関は、これらの対策が活用されるよう被災者に対して情報の提供を充分に行っていくものとする。

1 市税の減免等

被災した納税者又は特別徴収義務者(以下「納税者等」という。)に対し、地方税法又は流山市市税条例の規定により、市税の申告等の期限の延長、徴収猶予及び減免等個々の事態に対応した適時・適切な措置を講じるものとする。

(1) 申告等の期限の延長

災害により、納税者等が期限内に申告、その他の書類の提出又は市税を納付もしくは納入することができないと認めるときは、次により当該期限を延長するものとする。

ア 広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由の場合

市長は、適用の地域及び期日を指定するものとする。

イ 災害その他やむを得ない理由の場合

市長は、納税者等の申請により、災害のやんだ日から納税者については2月以内、特別徴収義務者については30日以内において期日を延長するものとする。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税者等が市税を一時に納付し又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予するものとする。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行うものとする。

(3) 減免

被災した納税者等に対し、次のとおり減免するものとする。なお、県では、不動産取得税、自動車税、軽油引取税が減免される。

ア 市民税(県民税)

被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。

イ 固定資産税、都市計画税

災害により著しく価値を減じた固定資産について減免を行う。

ウ 国民健康保険料

被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。

エ 特別土地保有税

災害により著しく価値を減じた土地について減免を行う。

2 保育料の猶予等

市長は、流山市保育料徴収規則の規定に基づき、災害等による経済上の理由により保育料を納入することが著しく困難であると認めたときは、保育料の全部又は一部の徴収を猶予し、又は免除することができる

3 その他公共料金の特例措置

(1) 通信事業

東日本電信電話(株)は、電話サービス契約約款に基づき、災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、被害状況を勘案し基本料金等及び工事に関する費用を減免する。

(2) 電気事業

東京電力(株)は、原則として災害救助法適用地域の被災者を対象に、関東東北産業保安監督部の許可を得て、以下の措置を行う。

- ア 電気料金の早収期間及び支払い期限の延伸
- イ 不使用月の基本料金の免除
- ウ 建て替え等に伴う工事費負担金の免除(被災前と同一契約に限る。)
- エ 仮設住宅等での臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除
- オ 被災により使用不能となった電気施設分の基本料金の免除
- カ 被災により1年未満で廃止又は減少した契約の料金精算の免除
- キ 被災に伴う引込線・メーター類の取付け位置変更のための諸工料の免除

(3) 都市ガス事業

京和ガス、京葉ガス(株)等のガス会社は、被害の状況によって、関東東北産業保安監督部の認可を得て、以下の措置を行う。

- ア 被災者のガス料金の早収期間及び支払い期限の延伸
- イ 事業区域外の被災者が事業区域内に移住していた場合も、アを適用する。

(4) 郵政事業による特別取扱い

日本郵政グループ(流山郵便局)は、災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

ア 郵便事業(株)

(ア) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害救助法が発動された場合、被災1世帯当たり、通常郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。

なお、交付局は集配支店とする。

(イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す通常郵便物の料金免除を実施する。

なお、取扱局は取扱局は郵便事業(株)が指定した支店とする。

(ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

郵便事業(株)が公示して、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞いの現金書留郵便物の料金免除を実施する。

なお、引受局はすべての支店とする。

(エ) 避難所への配達

被災地への配達に際し、全地域で原則として各戸配達を実施する避難されている方へは避難所に配達する。

(オ) 不在留置期間の延長

避難先・転居先不明で配達できない郵便物については、災害発生日から一定期間郵便局に留め置き、郵便局や避難所へお知らせ文を提出する。

イ 郵便局(株)

(ア) 災害時における窓口業務の維持を行う。

(イ) 郵便事業(株)の災害特別事務取扱い、(株)ゆうちょ銀行の非常払戻し及び(株)かんぽ生命保険の非常取扱について、各社から要請があった場合、取扱う。

(5) 放送受信料

災害救助法に基づく被災者の受信料免除について検討し、総務大臣の承認を得て実施する。

第3 雇用対策

【松戸公共職業安定所（ハローワーク松戸）】

市は、雇用対策を効率的に行っていくため、災害時においても住民に対して雇用対策にかかわる情報の提供を充分に行っていくものとする。

1 離職者への措置

松戸公共職業安定所（ハローワーク松戸）の長は、震災により離職を余儀なくされた被災者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに以下の措置を行い、離職者の早期再就職へのあっせんを行うものとする。

(1) 窓口の設置

被災者のための臨時職業相談窓口を設置する。

(2) 松戸公共職業安定所（ハローワーク松戸）に出頭することが困難な地域への措置

松戸公共職業安定所（ハローワーク松戸）に出頭することが困難な地域においては、臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談を実施する。

(3) 諸制度の活用

職業訓練受講指示又は職業転換給付金制度等を活用する。

(4) 労働者のあっせん

災害救助法が適用され、市長から労務需要の要請があった場合には、労働者をあっせんするものとする。

2 雇用保険の失業給付に関する特例措置

(1) 証明書による失業の認定

松戸公共職業安定所の長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失業給付を行うものとする。

(2) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

松戸公共職業安定所の長は、災害対策基本法第 97 条に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）の指定を受けた場合においては激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号。以下「激甚法」という。）第 25 条の規定に基づき、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給するものとする。

(3) 雇用調整助成金の特例適用の要請

松戸公共職業安定所の長は、次のような場合において、休業手当に係る賃金負担の一部を助成できるよう、労働省へ要請する。

- ア 被災地域の事業主が、労働者を休業させる場合
- イ 被災地域以外の災害関連下請け事業所が、労働者を休業させる場合
- ウ 被災地域の事業主が、新卒者等の内定取り消しの回避を図る場合

第 4 リ災証明書の発行

【防災危機管理課・予防課】

り災証明は、被災者生活再建支援法および災害救助法による各種の施策や市税等の減免を実施するに当たって必要とされる家屋の被害程度について、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、市長及び消防長が確認できる程度の被害について証明するものとする。

1 り災証明の証明項目

り災証明書は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の項目を証明するものとする。

(1) 家屋の損壊等に関する証明項目

- ア 全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊
- イ 流出、床上浸水、床下浸水
- ウ その他

(2) 家屋の火災に関する証明項目

- ア 全焼、半焼、部分焼、ぼや
- イ 全損、半損、小損
- ウ その他

2 り災証明書の発行手続等

(1) 被害調査の実施

防災危機管理課及び予防課は、り災証明書の発行に先立ち、速やかに必要な被害情報の調査を行うものとする。この場合において、建築物の被害認定調査における点検項目リストをあらかじめ作成しておくとともに、専門的な調査を必要とするとき等においては、関係各部又は関係団体等の協力を得て行うものとする。

なお、り災証明書で認定する被害の程度によって、り災者に対する支援措置が異なるため、認定結果に対するり災者の理解を得られるよう十分な説明を行うこととする。理解が得られない場合は、被害程度の判定作業を再度行うものとする。

(2) り災者台帳の作成

市は、上記の被害調査の結果を基に、り災者台帳を作成するものとする。

(3) り災証明書の発行事務

防災危機管理課及び予防課は、被災者の「り災証明書」の発行申請により、上記り災者台帳で確認して証明書を発行するとともに、り災証明書交付簿に記録するものとする。

また、地理情報システム（GIS）を活用したり災証明書発行支援システムの導入を検討する。

3 その他

り災証明書の証明手数料は、無料とする。

《様式 57・58》

第5 住宅の建設等

【防災危機管理課・建築住宅課・財政調整課】

自力での住宅建設ができない被災者に対する恒久的な住宅を確保するため、市は災害公営住宅の整備及び既設公営住宅の復旧を実施し、市で対応が困難な場合には市に代わって県に災害公営住宅の整備を要請し、居住の安定を図るものとする。

また、市は自力で住宅を建設する被災者に対して、(独)住宅金融支援機構による住宅資金の貸付に対する情報の提供と指導を行い、迅速な事務処理体制を整えるものとする。

1 住宅整備及び復旧計画の検討

市は、迅速な災害公営住宅の整備及び既設公営住宅の復旧を図るため、県の助言・指導を受けながら住宅被害の実態を把握し、住宅災害確定報告書、り災者名簿、滅失住宅地図を作成するものとする。そのうえで、災害住宅整備計画及び復旧計画を作成し、予算の確保、用地の確保等を含めて県の支援を要請するものとする。

県は、市だけで住宅の整備・復旧に対応可能かどうかを含めて検討し、市と県の役割分担を決定し、合わせて市への支援内容を決定する。

2 公営住宅の整備・復旧

(1) 整備資金

市が激甚法第22条の規定に基づき、激甚災害により滅失した住宅に居住していた者に賃貸するための災害公営住宅の整備等を行う場合には、整備費用について国からの補助を受けるものとする。

(2) 整備事業の実施

市は、整備計画に基づき、災害公営住宅の整備及び既設公営住宅の復旧を実施するものとする。住宅建設に当たっては、災害時要援護者の入居を想定し、バリアフリー化に努めるものとする。

(3) 入居者の選定

市は、県の助言・指導を受け、新居を必要とする住民の被災状況、生活実態等に配慮しながら特定入居を行うときの選定基準を作成し、入居者を選定する。

3 (独)住宅金融支援機構の利用

(独)住宅金融支援機構法(平成17年法律第82号)第13条5項に基づき、災害により滅失した家屋の所有者が、自らの居住あるいは賃貸のために家屋を建設、購入も

第4章 災害復旧計画
第1節 市民生活安定のための緊急措置計画

しくは補修しようとするときは、住宅金融支援機構から必要な資金の貸付が受けられる。

第 6 災害援護資金の貸付

【社会福祉課・県】

千葉県市町村総合事務組合は、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付を行うものとする。そのあらまは、次のとおり。

表 4-1-2 災害援護資金貸付の概要

対象となる災害	県内で、自然災害により災害救助法による救助が行われた市町村が1ヵ所でもある場合の災害により、負傷又は住居、家財に損傷を受けた者	
貸付対象者	上記の災害で被害を受けた世帯であって、当該世帯に属する者（以下「同一世帯員」という。）の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が以下の限度額を超えない者。（市町村民税における総所得金額） ア 同一世帯員が1人であるときは 220万円 イ 同一世帯員が2人であるときは 430万円 ウ 同一世帯員が3人であるときは 620万円 エ 同一世帯員が4人であるときは 730万円 オ 同一世帯員が5人以上であるときは730万円にその世帯に属する者のうち4人を除いた者1人につき30万円を加えた額に満たないものの世帯主 ただし、当該世帯の住居が滅失した場合にあっては、同一世帯員の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が1,270万円に満たない世帯の世帯主	
貸付対象となる被害程度	ア 世帯主が療養を要する期間が概ね1月以上である負傷を負った場合 イ 住居又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価格の概ね3分の1以上の損害であると認められる場合	
貸付金額	ア 上欄アの場合 イ 上欄アと家財の損害が重複した場合 ウ 上欄アと住居が半壊した場合 エ 上欄アと住居が全壊した場合 オ 家財の損害の場合（上欄イの場合） カ 住居が半壊した場合 キ 住居が全壊した場合（クを除く。） ク 住居の全体が損壊もしくは流出し、又はこれと同等と認められる特別の事情がある場合	150万円以内 250万円以内 270万円以内 350万円以内 150万円以内 170万円以内 250万円以内 350万円以内
貸付期間	10年（うち据置期間3年、特別の場合5年）	
利子	年3%（据置期間中は無利子）	
保証人	連帯保証人になること。	
償還方法	年賦償還及び半年賦償還	
申込方法	市	

第7 生活福祉資金の貸付

【社会福祉課・市社会福祉協議会】

県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度に基づき、災害により被害を受けた低所得世帯、身体障害者世帯、知的障害者世帯及び高齢者世帯に対し、市社会福祉協議会が窓口となり生活福祉資金の貸付を行うものとする。

貸付内容、その他制度のあらまは、次のとおり。

表 4-1-3(1) 生活福祉資金の貸付内容(1/2)

資金種類		貸付用途	貸付限度額	償還期限 (据置期間 後)
総合 支援 資金	生活 支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	(二人以上)月 20 万円以内 (単身)月 15 万円以内 ※貸付期間 12 月以内	20 年以内
	住宅 入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40 万円以内	
	一時生活 再建費	生活を再建するために一時的に必要な費用	60 万円以内	
福祉 資金	福祉費	日常生活を送る上で一時的に必要な費用	580 万円以内 (貸付標準額は以下のとおり)	
		・生業を営むために必要な経費	460 万円	20 年以内
		・技能習得に必要な経費及びその期間中の生計維持経費	130 万円	8 年以内
		・住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250 万円	7 年以内
		・福祉用具等の購入に必要な経費	170 万円	8 年以内
		・障害者用自動車の購入に必要な経費	250 万円	8 年以内
		・中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6 万円	10 年以内
		・負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計維持経	170 万円	5 年以内
		・介護サービス、障害者サービスの経費及びその期間中の生計維持経費	170 万円	5 年以内
		・災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150 万円	7 年以内
		・冠婚葬祭に必要な経費	50 万円	3 年以内
		・住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50 万円	3 年以内
		・就職、技能習得等の支度に必要な経費	50 万円	3 年以内
・その他日常生活上一時的に必要な経費	50 万円	3 年以内		

※据置期間：6 ヶ月以内、連帯保証人及び貸付利率：連帯保証人 有り⇒無利子 無し⇒年 1.5%

出典：千葉県社会福祉協議会ホームページ掲載の「生活福祉資金貸付条件等一覧」より
(<http://www.chibakenshakyō.com/>)

表 4-1-3(2) 生活福祉資金の貸付内容 (2/2)

資金種類	貸付用途	貸付限度額	償還期限 (据置期間後)	据置期間
福祉資金 緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に必要な生活費 ・医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき ・給与等の盗難又は紛失によって生活費が必要なとき ・火災等被災によって生活費が必要なとき ・その他これらと同等のやむを得ない事由によるとき	10万円以内	8月以内	2月以内
教育支援資金	教育支援費	〈高校〉月 3.5 万円以内 〈高専・短大〉月 6 万円以内 〈大学〉月 6.5 万円以内	20年以内	卒業後 6月以内
	就学支度費	高等学校、大学、短期大学、専門学校、高等専門学校の入学に際し必要な経費	20年以内	
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金※1	高齢者が所有する居住用不動産を担保とした生活費（土地評価額 1,000 万円以上）	・土地の評価額の70%以内 ・月額 30 万円以内	据置期間終了時
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金※2	要保護の高齢者が所有する居住用不動産を担保とした生活費（土地・建物評価額 500 万円以上）	・土地及び建物の評価額の70%以内 ・月額は保護基準の1.5倍以内	据置期間終了時

※据置期間：6ヶ月以内、

連帯保証人及び貸付利率：無利子

※1 連帯保証人必須、利子は年3%又は長期プライムレートの低い方

※2 連帯保証人不要、利子は年3%又は長期プライムレートの低い方

引用：千葉県社会福祉協議会ホームページ掲載の「生活福祉資金貸付条件等一覧」より
(<http://www.chibakenshakyō.com/>)

第 8 中小企業への融資

【商工課・県】

県は、被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関(普通銀行、信用金庫、信用組合)及び政府系金融機関(中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、国民生活金融公庫)に特別の配慮を要請し、災害復旧に必要な資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、次の措置を実施する。市は、これらの措置に関する広報や事業者からの相談受付を行う。

1 適用の基準

- ア 激甚法又は災害救助法の適用を受けた場合
- イ 経済産業大臣が地域・業種を指定した災害
- ウ その他特に必要と認めた場合

2 融資

(1) 経営安定資金の融資

ア 市町村認定枠

(ア) 融資対象者

- a. 激甚災害により被害を受けた者
- b. 中小企業信用保険法第 2 条第 4 項第 4 号の規定による認定を受けた者

(イ) 融資使途

設備資金、運転資金

(ウ) 融資限度額

1 中小企業者 8,000 万円以内

(エ) 融資期間

設備資金 10 年以内、運転資金 7 年以内

(オ) 融資利率

年 1.7%～2.3% (融資期間により異なる。)

イ 市町村認定以外枠

(ア) 融資対象者

知事が指定する災害により被害を受けた者

(イ) 融資使途

設備資金、運転資金

(ウ) 融資限度額

1 中小企業者 6,000万円以内

(エ) 融資期間

設備資金 10年以内、運転資金 7年以内

(オ) 融資利率

年 2.0%～2.6% (融資期間により異なる。)

(2) 利子補給融資

上記資金の融資を受けた者に対して、県が利補給する。(条件については、災害の度合いに応じて別途定める。)

第9 農林漁業者への融資

【農政課・県・公共職業安定所・防災関係機関】

県は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し農林漁業の生産力の回復と経営の安定を図るため、次の対策を講じる。

なお、申し込みは、天災資金については農業協同組合及び金融機関等へ、(株)日本政策金融公庫資金については(株)日本政策金融公庫、農業協同組合及び受託金融機関へ行う。

ア 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和30年法律第136号)の規定に基づき、指定された天災に基づく被害を受けた農林水産業者が必要な資金融資

イ (株)日本政策金融公庫資金

ウ 県単農業災害資金による資金融資

市は、これらの措置に関する広報や農林漁業者等からの相談受付を行う。

第10 義援金品の配布

【会計課・商工課・日本赤十字社千葉県支部・千葉県共同募金会】

1 義援金品の受入れ

(1) 義援金

義援金の受入れは、市に直接寄託された分の受け付けも含め、会計課が担当するものとする。

(2) 義援品

ア 民間企業や自治体等からの義援品

市は、関係機関等の協力を得ながら、協定を締結している民間企業や自治体等からの義援品について、受入を希望するもの及び希望しないものを明確にし、その内容のリストを公表し、周知を図る。また、避難所等における需給状況を把握し、同リストを逐次改訂する。

イ 個人等からの小口の義援品

市は、個人等からの小口の義援品については、原則受け入れないこととし、その方針について周知する。

《様式 54・55》



図 4-1-1 義援金品の受入経路

2 義援金品の保管

義援金については、被災者に配分するまでの間、会計課が出納機関の協力や指定金融機関の一時預託により安全かつ確実に保管する。また、管理に際しては、受払簿を作成するものとする。

義援品については、コミュニティプラザを一時保管場所とし、状況により他の公共施設を利用するものとする。また、一時保管場所から文化会館、公民館、小・中学校への振り分けを行うものとする。

3 義援金品の配分

ア 被害状況確定後、被災地区や被災者の状況を考慮し、本部長が決定する配分計画に基づき、その一部又は全部を公正に配分する。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努める。

イ 配分計画の立案は、財政調整課が行う。

ウ 被災者に対する配分に際しては、自治会等に協力を要請し、迅速に実施する。

エ 義援品のうち直ちに利用できる物資は、有効に活用する。

第11 被災者生活再建支援金の支給

【社会福祉課】

県は、市町村単位又は県域の住家全壊世帯数が一定基準以上となった場合等、法に定める基準を満たした場合に、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）を適用し、支援金を支給する。これにより被災者の生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するものとする。

市長は、法の適用に向けて、当該の災害にかかる被害状況を収集し、知事に対して報告する。

また、市は、被害を受けた世帯に対して、支給対象世帯、支給限度額、支給申請手続等について説明し、支給申請書に添付する必要のある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。さらに、市は、被災者から提出された支給申請書及び添付書類を確認等とりまとめの上すみやかに県に送付する。

なお、被災者生活再建支援法人（以下「支援法人」という。）として、（財）都道府県会館が指定されており、県は、県が行う支給事務に関し支援法人（（財）都道府県会館）へ委託している。

内容の詳細については、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）を参照のこと。

1 支給対象世帯

ア 全壊：当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯

イ 解体：当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯

ウ 長期避難：当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯

エ 大規模半壊：当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（イ及びウに掲げる世帯を除く。以下「大規模半壊世帯」という。）

2 支給限度額

支給限度額は次のとおりとする。

表 4-1-4 世帯別対象経費及び限度額（複数世帯）

	定額	住宅の再建の態様等に応じて定額	合計
ア 全壊世帯 イ 解体世帯 ウ 長期避難世帯	100 万円	住宅を建設・購入する世帯 200 万円	300 万円
		住宅を補修する世帯 100 万円	200 万円
		住宅を賃借する世帯 50 万円	150 万円
エ 大規模半壊世帯	50 万円	住宅を建設・購入する世帯 200 万円	250 万円
		住宅を補修する世帯 100 万円	150 万円
		住宅を賃借する世帯 50 万円	100 万円

ただし、一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で 200（又は 100）万円とする。

また、単数世帯は複数世帯の 3/4 の額とする。

第 12 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

【社会福祉課・日本赤十字社千葉県支部・千葉県共同募金会】

災害が発生した場合、市は、千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年千葉県市町村総合事務組合条例第 1 号）に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給するものとする。また、災害救助法が適用された災害にあっては、同条例に基づく災害援護資金の貸付を行う。

1 対象となる被害

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）第 2 条に規定する災害による被害。

2 支給対象者及び額

(1) 災害弔慰金

災害発生当時、本市の住民基本台帳に登録されていた者の遺族。

表 4-1-5 災害弔慰金の支給額

区 分	支 給 額
主たる生計維持者	1人当たり 500万円
その他	1人当たり 250万円

災害障害見舞金の支給を受けているときは、それを控除した額

(2) 災害障害見舞金

災害発生当時、本市の住民基本台帳に登録されている者が負傷もしくは疾病にかかり、治ったとき（症状の固定を含む。）に次に掲げる程度の障害があるとき。

- ア 両眼が失明したもの
- イ 咀嚼及び言語の機能を廃したものの
- ウ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- エ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- オ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
- カ 両上肢の用を全廃したもの
- キ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
- ク 両下肢の用を全廃したもの
- ケ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度がア～クと同程度以上と認められるもの

表 4-1-6 災害障害見舞金の支給額

区 分	支 給 額
主たる生計維持者	1人当たり 250万円
その他	1人当たり 125万円

(3) 災害援護資金の貸付

災害援護法による援助が行われた場合において、生活の立て直しに資するため世帯主に貸付を行うことができる。本節「第3 災害援護資金の貸付」参照。

第13 災害見舞金の支給

【社会福祉課・日本赤十字社千葉県支部・千葉県共同募金会】

市は、災害により住家に被害を受けた住民に対し、災害見舞金交付規則（昭和50年流山市規則第33号）に基づき、災害見舞金を支給する。

《資料11》

1 対象となる被害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、火災等の災害により生ずる被害で、災害救助法の適用を受けないもの。

2 支給対象者

- ア 本市の住民基本台帳に登録されている者
- イ 自己の居住の用に供している建物が被害を受けた者

3 見舞金額

見舞金額は、被害の程度により次の表のとおり。

表 4-1-7 災害見舞金の額

災害の種類	災害の程度	災害見舞金の額	
		一般世帯	準世帯
焼失	全焼（延床面積の70%以上）	30,000円	20,000円
	半焼（延床面積の20%～70%未満）	20,000円	10,000円
損壊	全壊（延床面積の70%以上）	30,000円	20,000円
	半壊（延床面積の20%～70%未満）	20,000円	10,000円
浸水	床上浸水	30,000円	20,000円

第2節 生活関連施設等の復旧計画・復興計画

災害復旧計画は、被災した各施設の原型復旧に合わせ、再度の災害発生を防止するために必要な施設の新設又は改良を行うなど将来の災害に備えるものとし、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して策定するものとする。

第1 災害復旧・復興の基本方向の決定

【防災危機管理課・企画政策課・各課】

風水害等の発生後、市は復旧・復興についての基本的な方向を早急に決定するとともに、激甚災害の指定を受けた場合には激甚法の規定も踏まえ、適切な復旧計画を立て、実施するものとする。

すなわち、風水害等の災害発生後、市は被災の状況、地域の条件、関係者の意向等を勘案して迅速な現状復旧を目指すか、あるいは災害に強いまちづくり、さらに市の目指すイメージの実現を踏まえた計画的復興を行うかについて早急に検討し、復旧・復興の基本的方向を定めるものとする。また、必要と考えられる場合には、速やかに基本的方向に沿った復興計画の作成及び関連事務手続等を行うものとする。

なお、復旧・復興に当たっては、住民の意向を十分に尊重し、市と住民との協働により計画的に事業を進めるものとし、復興調査や復興計画の策定について、事前に各方面からの研究を行うとともに、復旧・復興の推進のために国や県の協力を求めるものとする。

第2 災害復旧計画・復興計画の作成

【防災危機管理課・企画政策課・各課】

市は、所管する公共施設についての災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分調査・検討し、災害復旧計画・復興計画を速やかに作成するものとする。

この際、災害復旧計画作成の担当は防災危機管理課とし、災害復興計画作成担当は企画政策課とする。

災害復旧計画・復興計画の基本方針は、以下のとおりとする。

1 災害の再発防止

災害復旧計画・復興計画の策定に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるよう関係機関は十分連絡調整を図り、計画を作成するものとする。

2 災害復旧・復興事業期間の短縮

災害復旧計画・復興計画の策定に当たっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果が上がるよう関係機関は連絡調整を図り、事業期間の短縮を努めるものとする。

第3 災害復旧事業に伴う財政援助

【財政調整課・各課】

市及び関係機関は、被災施設の復旧計画を速やかに作成するとともに、国・県が費用の全部又は一部を負担（補助）するものについては復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を策定し、査定実施が速やかに行えるよう努めるものとする。

このうち、特に公共土木施設の復旧については、被災施設の被害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号。以下「国庫負担法」という。）その他に規定する緊急査定が実施されるよう、必要な措置を講じるものとする。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同法施行令、同法施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により運営されるほか、災害復旧事業費の決定は、県知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定される。

法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担（補助）して行う災害復旧事業は、次のとおり。

表 4-2-1 財政援助対象事業

災害復旧事業計画	復旧事業対象	適用法令
公共土木施設災害復旧事業計画	河川 海岸 砂防設備 林地荒廃防止施設 地すべり防止施設 急傾斜地崩壊防止施設 道路 港湾 漁港 下水道 公園	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 注) 以下の法令も適用 河川法 : 河川の復旧事業 道路法 : 道路の復旧事業 下水道法 : 下水道施設の復旧事業
農林水産業施設災害復旧事業計画	農地 農業用施設 林業用施設 共同利用施設	農林水産施設災害復旧費国庫補助の暫定措置に関する法律
都市施設災害復旧事業計画	街路 都市排水施設等 堆積土砂排除	都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
上水道災害復旧事業計画	上水道施設	水道法
住宅災害復旧事業計画	公営住宅及び共同施設 (児童公園、共同浴場、集会所等)	公営住宅法
社会福祉施設災害復旧事業計画	保護施設	生活保護法
	老人福祉施設	老人福祉法
	身体障害者更正援護施設	身体障害者福祉法
	知的障害者援護施設	知的障害者福祉法
	婦人保護施設	売春防止法
	児童福祉施設	児童福祉法
	母子福祉施設	母子及び寡婦福祉法
公共医療施設、病院等災害復旧事業計画	感染症指定医療機関 感染症法予防事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
学校教育施設災害復旧事業計画	公立学校	公立学校施設災害復旧費国庫負担法
社会教育施設災害復旧事業計画	公立社会教育施設	
その他災害復旧事業計画	災害により急を要する土地区画整理事業	土地区画整理法
	災害により特に必要となった廃棄物の処理	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
	臨時に行う予防接種	予防接種法

第4 災害復旧事業の実施

【各課・県・指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関】

災害により被害を受けた公共施設の復旧を迅速に行うため、県、市、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、復旧事業の事業費が決定され次第災

風水害等対策編

害復旧事業を早期に実施するため、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について措置するものとする。

第3節 激甚災害の指定に関する計画

市は、風水害等の災害による被害規模が甚大な場合には激甚法に基づく財政援助等を受けて公共施設の災害復旧事業や被災者等への支援措置が迅速かつ円滑に実施できるようにするため、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期に激甚災害又は局地激甚災害の指定が受けられるよう措置するものとする。

第1 激甚災害に関する調査

【防災危機管理課・各課】

市は、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査等に協力するため、災害発生後迅速かつ正確に公共施設等の被害情報を把握するための体制を整えるものとする。

なお、県知事は、県内に災害が発生した場合には被害状況等を検討の上、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、県の各関係部局に必要な調査を行わせるものとする。県の関係部局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を取りまとめ、県総務部を通じて県知事に報告するものとする。

第2 特別財政援助額の交付手続等

【防災危機管理課・財政調整課】

1 激甚災害指定の基準

激甚災害については、「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日中央防災会議決定。のち数次の改正あり。）と、「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日中央防災会議決定。）の二つの指定基準がある。

《資料 119・120》

2 激甚災害指定の決定

県知事は、被害調査結果を取りまとめ、内閣総理大臣に報告するものとする。内閣総理大臣は、県知事の報告に基づき中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断し、政令に基づき指定する。なお、中央防災会議は、激甚

災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを検討し、内閣総理大臣に答申する。

3 特別財政援助の交付手続

市長は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、特別財政援助額の交付に係る調書等を速やかに作成し、県の関係部局に提出するものとする。

4 財政援助対象事業等

激甚法に定める財政援助等が受けられる事業等は、次のとおり。

表 4-3-1 激甚災害に係る財政援助措置の対象事業

<p>1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 [法第3条、4条][令第1～5条]</p>	<p>1 公共土木施設災害復旧事業 河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園</p> <p>2 公共土木施設災害関連事業 災害復旧事業のみでは再度災害の防止に効果が期待できないと認められるためこれと合併して行う公共土木施設の新設又は改良に関する事業</p> <p>3 公立学校施設災害復旧事業</p> <p>4 公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業</p> <p>5 生活保護施設災害復旧事業</p> <p>6 児童福祉施設災害復旧事業</p> <p>7 養護・特別養護老人ホーム災害復旧事業</p> <p>8 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業</p> <p>9 障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービスの事業の用に供する施設の災害復旧事業</p> <p>10 婦人保護施設災害復旧事業</p> <p>10 感染症指定医療機関等災害復旧事業</p> <p>11 感染症予防事業</p> <p>12 堆積土砂排除事業</p> <p>13 湛水排除事業</p>
<p>2 農林水産業に関する特別の助成</p>	<p>1 農地等の災害復旧事業等 [法第5条、令第14～18条]</p> <p>2 農林水産業共同利用施設災害復旧事業 [法第6条、令第19条]</p> <p>3 開拓者等の施設の災害復旧事業(県) [法第7条、令第20条]</p> <p>4 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通(県)[法第8条]</p> <p>5 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業(県)[法第9条、令第21条]</p> <p>6 土地改良区等の行う湛水排除事業(県) [法第10条、令第22条]</p> <p>7 共同利用小型漁船の建造(県) [法第11条、令第23条]</p> <p>8 森林災害復旧事業(県) [法第11条の2、令第23条の2]</p>
<p>3 中小企業に関する特別の助成</p>	<p>1 中小企業信用保険法による災害関係保証[法第12条、令第24・25条] ・付保限度額の別枠設定 ・保険填補率の引き上げ 70/100→80/100 ・保険料率の引き下げ</p> <p>2 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金(県) [法第13条、令第26条] ・償還期限の延長 2年以内</p> <p>3 事業協同組合等の施設の災害復旧事業(県) [法第14条、令第27条]</p>
<p>4 その他の特別の財政援助及び助成</p>	<p>1 公立社会教育施設災害復旧事業 [法第16条、令第33～35条] ・公立の公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プールその他の社会教育施設 (2/3補助)</p> <p>2 私立学校施設災害復旧事業 [法第17条、令第36～38条] ・私立の学校 (1/2補助)</p> <p>3 市町村が施行する感染症予防事業 [法第19条] ・費用支弁における国・県の負担率引き上げ</p> <p>4 母子及び寡婦福祉法による国の貸付け [法第20条] ・国の貸付金の割合の引き上げ(災害を受けた年度及びその翌年度)</p> <p>5 水防資材費 [法第21条、令第39・40条] ・水防のために使用した資材に関する費用 (2/3補助)</p> <p>6 り災者公営住宅建設等事業 [法第22条、令第41条] ・公営住宅の補助率の引き上げ 2/3→3/4 ・補助対象戸数 減失戸数の5割</p> <p>7 小災害債に係る元利償還金 [法第24条、令第43～47条] ・地方債に係る元利償還に要する経費を基準財政需要額に算入</p> <p>8 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例[法第25条、令第48条] ・基本手当の支給</p>

注)表中の[法]は「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」
[令]は「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令」

